## 児童クラブ入所審査基準(審査票) ※提出の必要はありません

【基本指数 1】

※基本指数1、2で複数の項目に該当する場合は、点数が高い項目を採用する。

【附表】 同じ点数の場合における優先順位

1 低学年の児童 2 一人親世帯の児童 3 両親のいずれかが単身赴任・入院により不在 4 保護者の帰宅時間の遅い児童 5 高学年に兄弟がいない児童

【基本指数 2】

基本指数 分親 母親

18 18

20 20

17 17

15 15

20 20

15 15

10 10

20 20

15 15

5 5

20 20

5 5

居宅外勤務 に準ずる

10

20 20

22 -1

-2

-3

3

8 6 4

2

-30

5~10

	保護者等の就労状況				基本指数							
月勤務日数 1日の勤務時間			- 父親	親日の親日の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本								
居外務	月20日以 上	日中8時間以上の勤務と休憩		20	20			入院	おおむね 1 か月以上			
		日中6時間以上8時	日中6時間以上8時間末満の勤務と休憩		19	19	疾		常時臥床	疾病のためおおむね1か月以上常時臥床		
		日中4時間以上6時	日中4時間以上6時間未満の勤務と休憩		18	18	病	居宅 内療養	長期加療 (安静)	医師が半年以上の加療(安静)を要し、保育できないと判断したもの		
		日中4	時間未満		17	17			一般療養	医師がおおむね1月以上の加療(安静)を要し、保育できないと判断した もの		
	月16日以 上19日以 下	日中8時間以	日中8時間以上の勤務と休憩		19	19	看護		居宅外	介護及び看護を常態(週5日程度)とする場合		
		日中6時間以上8時	6時間以上8時間未満の勤務と休憩		18	18	•		居宅内	介護及び看護を常態(週5日程度)とする場合		
		日中4時間以上6時	上6時間未満の勤務と休憩		17	17	介護	上記以外(診断書等による)の看護・介護をしている				
		日中4	時間未満		16	16		白片陸宇老工能4、000、7、以のの工能(生存で45)の4、5				
	月12日以 上15日以 下	日中8時間以	日中8時間以上の勤務と休憩		18	18		身体障害者手帳1・2級、みどりの手帳(療育手帳)〇A~B				
		日中6時間以上8時間未満の勤務と休憩		17	17	障害	身体障害者手帳3級、みどりの手帳(療育手帳)C					
		日中4時間以上6時間未満の勤務と休憩			16				16			
		日中4	日中4時間未満		15	15		上記以外で必要があると思われるもの(身体障害者手帳4級以下)				
		日中8時間以	中8時間以上の勤務と休憩		17	17	災害		災害復旧	等のため児童を監護することができない場合		
	月12日未 満 —	日中6時間以上8時	日中6時間以上8時間未満の勤務と休憩		16	16	求	お蝉注動を似体がにたっていて根本(2.2~2)				
		日中4時間以上6時	時間未満の勤務と	と休憩	15	15	職中	求職活動を継続的に行っている場合(2ヶ月のみ)				
		日中4	時間未満		14	14	就学	2	分が数容はに	・ 中水ス尚休 一种类訓练体乳空に落尚している場合		
居内務	月20日以 上 —	日中8時間以	日中8時間以上の勤務と休憩		19	19	技能 取得	学校教育法に定める学校、職業訓練施設等に通学している場合				
		日中6時間以上8時	日中6時間以上8時間未満の勤務と休憩		18	18	出産	妊娠中	中か出産予定	(出産予定日の属する月を含めた3か月以内)の 場合		
		日中4時間以上6時	日中4時間以上6時間未満の勤務と休憩		17	17	その 他	上書	記に掲げるも	ののほか、明らかに保護に欠けると認められる場合		
		日中4時間未満			16	16	【調整指数】					
	月16日以 上19日以 下	日中8時間以上の勤務と休憩			18	18		1 家庭(同居者等)の状況				
		日中6時間以上8時間未満の勤務と休憩			17	17		(1) ひとり親				
		日中4時間以上6時間未満の勤務と休憩			16	16	(2)65歳以上70歳未満で無職で健康な祖父母					
		日中4時間未満			15	15		(3)60歳以上65歳未満で無職で健康な祖父母				
		日中8時間以上の勤務と休憩			17	17		(4)60歳未満で無職で健康な祖父母				
	月12日以 上15日以 下	日中6時間以上8時間未満の勤務と休憩			16	16	(6) 重複該当(就労中で疾病、障害、介護、看護、就学等に該当する場合)					
		日中4時間以上6時間未満の勤務と休憩			15	15	2 児童の状況(新年度)					
		日中4時間未満			14	14	(1) 1年生					
	月12日未 満	日中8時間以上の勤務と休憩			16	16	(2) 2年生					
		日中6時間以上8時間未満の勤務と休憩			15	15		(3) 3年生				
		日中4時間以上6時間未満の勤務と休憩			14	14	(4) 4年生					
		日中4時間未満			13	13		(5) 5年生・6年生				
						$\overline{}$	3 その他					
基本指数 点 調整指数 点 合計						点		(2) 保護者が保育料(保育所及び学童保育料)等を3か月以上滞納している場合				
	(入所の決定は合計点数の高い者から順次決定し、同じ点数の場合は、附表に基づき決定する。							(3)上記に掲げる場合のほか、明らかに調整が必要と認められる場合				

新年度学年 名前